

Title	漆原徹君提出学位請求論文審査要旨
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	1999
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.69, No.1 (1999. 8) ,p.159- 164
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	彙報
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19990800-0159">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19990800-0159</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 彙報

漆原徹君提出学位請求論文審査要旨

論文題目「中世軍忠状とその世界」

## 論文審査の要旨

漆原君提出の学位請求論文は、同君が学会誌・大学紀要・記念論集に発表してきた九篇の論考を纏めた研究書『中世軍忠状とその世界』（吉川弘文館、一九九八年七月一日刊行、本文二七五頁、あとがき・索引を加え二九〇頁）である。漆原君は本研究において、南北朝期初期における軍事関係文書（軍勢催促状・着到状・軍忠状・拳状・感状など）発給の仕組みは足利氏の軍事・政治体制と不可分のものであるとの問題意識に立って、関係文書の機能論的研究を深化させ、それによって、足利氏の支配体制確立の過程を研究したものである。

本論文は、次のような構成になつてゐる。

## 序 問題の所在と展望

第一部 南北朝期の軍事関係文書  
第一章 軍忠状の機能と型式  
第二章 軍忠認定における着到状の意味

第三章 守護拳状の機能と特徴

第四章 拳状成立と戦功認定

第二部 足利一門の軍事指揮権  
第一章 軍勢催促状と守護  
第二章 守護発給感状からみた足利一門

第三章 足利一門関係文書  
第一章 室津軍議と守護制度

第二章 篠村軍議と室津軍議  
索引  
あとがき

第一部は、南北朝内乱期における各種軍事関係文書の機能論的研究である。

第一章では、佐藤進一著『古文書学入門』に示され、定説化している軍忠状の一形式に関する学説に疑問を提起し、新たな見解を表明している。すなわち佐藤氏は、A、一回の戦闘における軍忠を逐次上申するタイプ（初期）と、B、数回の戦闘における軍忠を一括して日記体に記す型（後期）とに分類し、AからBへの移行は、南北朝の争乱の拡大・恒常化により、軍忠認定の方法が分捕切棄法に変化したことに伴うもので、戦闘状況の大きな段落ごとに、長期間の戦闘における軍忠を時間的順序に従つて記述する軍忠状を提出することが一般化したとする。これに対し漆原君は、熊谷家文書のA、正慶二年、およびB、

建武四年の軍忠状を比較検討し、Bの中に戦闘ごとに証判状あるいは一見状が提出された旨記されている点に着目し、これは逐次上申するタイプの軍忠状も別に作成、提出されていたことを示すものであると主張する。

ついで石見守護上野頼兼が配下の田村盛泰の九度にわたる軍忠を列記した挙状を幕府侍所に提出した事例を検討し、守護上野氏が田村氏から戦闘毎に提出された初期型とされる軍忠状を保存し、一連の合戦の終了後に一括して幕府に注進したのだとする。さらに著者は山内首藤文書と相馬文書についても同様の検討を行い、要するに軍忠状の提出は重複してなされるものであつて、A・B二種は時代の推移によるものではなく、軍忠認定の過程で重複提出された軍忠状のどの段階のものが残存しているかという問題だと結論づける。またこれに関連して分捕切棄法についても、軍忠認定の書面による認定手続きを省略せしむるような法的効力を有していたとは考えられず、限定された状況下の合戦において発布された臨時法であつたとも述べている。

この章は漆原君の最も初期の論考であるが、質・量ともに充実した内容で、これに続く他の論文の起点となるものである。佐藤説の批判的検討を試みそれを克服した点、学説史上大きな貢献をなしたものと言える。

第二章は、軍忠を認定する過程での、着到状の性格とその位置づけについて機能論的見地から再検討を行なつたものである。着到状には、軍勢催促状に基づき戦陣に到着後直ちに提出され

た参着同時型のもの、その後転戦の過程を経た後に作成提出された軍忠状的性格を有するもの、さらには軍役定書の類まで多様な内容を包摂している。相田一郎著『日本の古文書』は、冒頭に「着到」の書出のあるものを東国型、ないものを西国型としている。漆原君は、相馬文書・市河文書・平賀文書・吉川文書・広瀬文書などを検討することによって、地域に関わりなく両様の文書が同時期に存在することを確認して、相田説は成り立たないと述べている。着到の認定手続きとして、奉行人と番頭の同時に書式の異なる着到状を提出する場合があり、さらに「着到」の語も狭義の戦陣馳参から、さらにそれも含めその後の時間的経過を経た軍忠全体を記録するという廣義に使用される場合もあることなどを指摘し、当該文書群を着到状（狭義）・着到軍忠状（廣義）・番役着到状などの名称を用いて分類し直すことを提案している。

第三章は、挙状の有する機能的性格に着目して、これを素材にして南北朝初期における幕府軍事体制を解明したものである。まず南北朝初期における軍事指揮権を①軍勢催促権、②戦闘指揮権、③戦功認定権、④幕府への戦功および戦況注進権、⑤感状発給権に分類した上で、挙状（吹挙状）は③④に関わる下位者から上位者への取次文書であるとする。そして、挙状をA、軍忠挙状、およびB、恩賞・安堵・訴訟の各挙状に大別し、さらにA型には、守護代級部将から守護に宛てるものと、守護から幕府へ挙申する二段階が存在し、B型にも、恩賞・安堵・訴訟を挙申する前提の軍忠を明記するものと、それを記載しない

ものの二種に分類されるとする。その上で、挙状四八通と、文書中で挙状であることが確認出来るもの二七通を収集し、それらについて詳細に分析している。その結果、挙状の発給は圧倒的に足利一門の守護・大将に集中し、外様守護にはほとんど確認出来ないことを明らかにし、さらに挙状の挙達経路は次のように整理出来るとする。

a 合戦指揮官（守護代・軍奉行）→守護・大将・関東執事・

奥州管領・鎮西管領

b 守護→関東執事・奥州管領・鎮西管領

c 守護・大将・関東執事・奥州管領・鎮西管領→幕府侍所

d 守護・大将・関東執事・奥州管領・鎮西管領→幕府恩賞  
方・安堵方・引付方（後に内談方）

e 守護・大将・関東執事→守護・大将

そして挙状挙達の制度は、国人の所領拡大要求に応える必要がある守護と、現地での戦功認定と闕所の確認を守護に委ねている幕府の双方にとって不可欠の制度であり、同時に足利一門大将・守護の国人掌握の強化、すなわち軍事力強化をはかった幕府政策の一環だとする。

第四章では、源頼朝以来の戦功認定方法においては、蒙古襲来と建武年間とがその重要な転期となつたとするのが通説であるが、建武五年に確認される分捕切棄法は部分的修正に止まる。しかし、それに対して蒙古襲来の際は、將軍・執権以下幕府首脳が九州の戦場に臨むことなく、鎌倉にあつて合戦参加者の軍忠を認定して恩賞の沙汰を決定したことから、頼朝以来口頭申請

を基本とした戦功申告が、証人および本人の文書申告を要する方法に移行し、ここに挙状の成立を見るに至つたことを詳細な文書分析を通して論証している。

第二部は、南北朝初期における軍事関係文書の詳細な分析検討を通して、室町幕府の支配体制を解明し、足利氏一門ないし準一門守護が、他の外様出身守護に優越する軍事指揮権を幕府から付与されていたことを論証したものである。

まず第一章では、南北朝初期に備後国守護であつた朝山氏に宛てた幕府発給の軍勢催促状には「一族相催」とあるのみで、通例の「一族并国中地頭御家人」を「相催」すべきことが記載されていないのに對し、石見国守護上野頼兼は、長門国守護厚東氏に対して軍勢催促を行つている事実などに着目する。その上で軍勢催促状六三通を検討して、その伝達経路は、a、幕府→守護→御家人。b、幕府→御家人。c、国大将→御家人。d、守護→御家人。e、幕府→国大将→御家人の五つから成り、その内、足利尊氏・直義等の名で直接各國の御家人に宛て催促されるb以外はすべて、守護ないし大将を経由して発給されている点を確認する。そして、管国を超えた広域的な軍事指揮権を与えられた守護が存在する一方、逆に軍事指揮権を制限されるか或いはそれを欠き、行政的権限のみを行使したに過ぎない守護も存在したことを、文書史料の分析を通して解明し、これら二類型の守護の内、前者は足利一門ないし準一門と位置づけられる広義の源氏に出自を有するのに対し、後者は在庁官人系土着豪族守護であつたことを指摘する。そして南北朝初期におい

ては、守護に対する上級指揮統轄機関が設置されなかつた地域における、暫定的措置として広域的な軍事指揮権を有する守護が設置される一方、守護職と不可分たる軍事指揮権を欠く守護も存在した事が認められる以上、軍事・行政両面で相互に対等な権限を前提とする守護の概念は、当該期においては再検討を要すると主張する。

第二章は、南北朝期の感状が恩賞給付手続きに不可欠の文書であり、その発給権限がいづれに所在するかということは、幕府の軍事体制を解明する上で重要であるとの認識に立つて、観應擾乱以前における大将・守護の感状発給が、幕府のいかなる方針を反映したものであるかを検討する。そして、大将・守護の感状を、a、単に戦功を賞するに止まるもの。b、戦功を賞した上で、さらに軍忠を励むように下達するもの。c、戦功を賞した上で、京都に注進すべきことを告知するもの。d、戦功を賞した上で、恩賞という文言を記して沙汰を約するもの、の四種類に分類し、さらに機能的には戦闘直後に臨機の士気高揚のために発給されたものである点a・b型は一括出来るので、

三群に大別されるとする。そしてa・b型感状よりも、c型感状は恩給給付に近い重要な戦功に対応するものであり、さらにd型感状は戦功申請者に対する恩賞給付をある程度保証したものとした上で、当該期に発給された普通の感状を分析して如上の分類を当てはめ、感状の発給が圧倒的に足利一門守護に集中し、d型感状に至つてはその発給はすべて足利一門によるものであると結論づける。

第三章は、建武期の軍勢催促状は可能な限り尊氏・直義の名で発給され、足利一門守護がそれに次ぎ、外様守護の発給はほとんどなかつたことを確認する。このように畿内・近国および中国・四国地域における軍勢催促の主体はあくまで尊氏・直義兄弟とその分身としての足利一門であつて、外様守護は関与出来なかつたが、九州など遠国では外様守護の軍勢催促に依存する割合が高くなる。このような一門偏重の傾向は、感状発給についても認められるとする。また畿内・近国において幕府軍の軍事行動が行われる際、外様守護だけでなく、足利一門大将にも同文の一括申請型軍忠状を提出して証判を受ける二重証判制度がとられたことを明らかにして、同地域においては恩給給付に直結する軍忠状の証判は、すべて足利一門を通して実施する体制をとつたとする。

第三部では、九州に落去した足利尊氏が態勢を再編して京都を再び占領し、幕府機構の体制を樹立した建武三年において、足利方にこのような軍事的成功をもたらした要因として丹波篠村および播磨室津の二つの軍議に着目し、その意義を考察する。

第一章では、室津軍議に関する『梅松論』の記載を、関連する残存文書に拠り検証することによって、建武三年当時備前守護は赤松則村が在職していたことを明らかにし、同時に松田盛朝は大将として活動しており、山陽道諸国のすべてに大将・守護が併置されていた事実を確認する。

第二章は第一章で解明した事実の上に立つて、両軍議の意義を解明する。京都を追われた足利軍が建武三年一月丹波篠村で

軍議を開き、京都奪回のため諸将の配置を決めて畿内・近国に

発遣する。すなわち、近江（岩松頼宥）、丹後・但馬（今川頼貞）、丹波（仁木頼章）、山城・摂津（武田信武）、遠江（高師兼・師秋）、三河（吉良貞経）、紀伊（石塔義慶）などである。

しかしその後の二月足利軍は摂津における合戦に敗北して九州に逃走を余儀なくされる。その途中室津で軍議を開き、そこで瀬戸内海沿岸諸国への大将等の派遣を決めるが、この軍議によつて大将・守護併置制が採用された。すなわち、四国（細川和氏・顯氏）、播磨（守護赤松則村）、備前（石橋和義、守護松田盛朝、但し実際の備前守護は赤松則村）、備後（今川顯氏・貞国、守護朝山景連は軍事指揮徵証なし）、安芸（桃井義盛・小早川、守護武田信武は畿内残留）、周防（大島義政・守護大内長弘）、長門（斯波高経・守護厚東武実）という配置が行われたことを立証する。篠村軍議により畿内周辺に諸将を配置し、

さらに室津軍議によつて中国・四国において大将・守護併置制を採用したことこそ、足利方の軍事ルートを確保してその後の京都奪還を可能にし、さらには南北朝内乱を乗り切る足利一門の軍事的優位を確立するものであつたと結論づける。

次に、本論文の特徴および評価すべき点を記す。

一、南北朝時代初期の軍事関係文書を総合的に取り上げ、それについての機能論的研究を徹底させている。すなわち、軍勢催促状に始まり、着到状、軍忠状、軍忠を客観的に証明する拳状、そして感状授与に到る文書給付過程を明らかにし、そ

れぞれの段階における文書の機能とその効用を確定している。

二、このような軍事関係文書の機能論的研究を深化させることによつて、足利一門が外様守護に優越する軍事的指揮権を行ったことを明らかにし、南北朝内乱期を乗り切つた足利氏の重要な軍事的・政治的基盤とも言える、各守護の上に大將を配置する大将・守護併置制を採用したことを解説した。

三、上記の大将・守護併置制は、足利尊氏が九州に落去した建武三年に行われた篠村・室津両軍議において決定されたこと、つまりその段階ですでに、九州から再挙して再び京都を占領するための布石を打つていたことを明確にした。

四、以上のように漆原君の研究は、古文書の機能論的研究を徹底させると同時に、それに止まることなく関係古文書の分析を通して、南北朝時代初期の政治史の解説にも重要な貢献をした。

五、個々の軍事関係文書について、従来通説と見なされてきた佐藤進一氏や相田二郎氏の見解を実証的に批判し、訂正した。

六、非常に丹念に関係史料を博搜し、それに対しても緻密で手堅い解釈と分析を行なつてゐる。それ故に、導き出された結論には説得力がある。

以上の点で、漆原君の論文は古文書学と南北朝内乱期の歴史研究の両面において従来の通説を修正するなどその研究水準を高め、学説史上に確かな地歩を印す研究と評することが出来る。

最後に若干の疑問点と今後の研究への要望を記す。

まず著者が本論文に取り組む基本的な姿勢についてである。本論文は先に記した如く、個別に発表した論文九篇を纏めたものである。そのため、論文集にありがちな欠陥が見受けられる。たとえば、各章の論点が個別テーマごとに限定され、本論文全体を通しての著者の目的・意図、さらには当該時代史観のようなものが、いまひとつ明確に示されていない嫌いがある。ことに序論においては、研究史を踏まえて本論文が如何なる独創性を有するか、主として依拠する史料の解説なども含め、整理した上で明示する必要があろう。すでに述べてきた如く、本論文を通して個別の史実としては数々の新説が示されているが、それらが当該時代史全体の中にどのように位置づけられるのか、著者自身の見解をもつと明確に呈示することが望まれる。

次に具体的に本論文の研究対象に関して述べると、本論文はその研究対象とする舞台および依拠する史料が中国地方に関するものであり、また時代も南北朝内乱期に限定して立論されている。地域と時代とを限定しているが故に、問題が鮮明に浮かび上がってくる。それ故に、この地域における大将・守護併置制と足利一門の軍事指揮権の圧倒的優位性の立証は、どこまで全国的に普遍化出来るのか、またこの体制はやがて幕府守護制度に統合されていくが、その過程と論理とがどのように展開されていくのか、などの疑問がある。これに関連して細部にわたるが、第二部第一章で取り上げた朝山景連への幕府発給の軍勢

催促状に「一族相催」とのみ記されている点で、これは合戦への動員ではなく「南都警護」という限定されたものであり、果たして一般化しうるものか、これ以外に同氏への軍勢催促状がない以上解説は困難ではあろうが疑問が残る。これらの点を視野に入れ、さらに南北朝内乱の特質とそこにおける足利氏政権・室町幕府権力構造の特質と、その構築過程の解説を今後の研究課題としてほしい。漆原君は、これらの課題を解明するにふさわしい資質を充分に備えていると思う。

以上のように検討してきた結果、漆原徹君の本論文は、南北朝初期における軍事関係文書の機能論的研究を深化させ、足利氏の支配体制確立過程について従来の研究水準を高める実証的な研究業績であると判断する。よって審査員一同は、同君が博士（史学）の学位を授与されるに相応しい学識を備えているものと判定する。

#### 論文審査担当者

主査	慶應義塾大学文学部教授	文学博士	高瀬弘一郎
副査	慶應義塾大学文学部教授	文学博士	田代 和生
副査	中央大学文学部教授	文学博士	峰岸 純夫
学力確認担当者	慶應義塾大学文学部教授	博士(史学)	三宅 和朗